

学校法人青葉学園文書決裁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人青葉学園の事務・事業に係る文書の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「文書の決裁」とは、それぞれの文書について最終責任者の承認を得ることをいう。

(文書の決裁)

第3条 文書は、名義者の決裁を得るものとする。
2 文書の名義者は、別表第1のとおりとする。

(専決事項)

第4条 別表第2の事項欄に掲げる事項の文書の決裁については、前条第1項の規定にかかわらず、専決者欄に掲げる者が専決する。

(調整)

第5条 この規則の運用に関し、疑義が生じた場合には、理事長が決定する。

附則 この規則は、平成24年5月30日から施行する。

附則

1. この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

事項	名義者
<p>次の各号に掲げる事項のうち、理事長の名義を用いる必要があるもの</p> <p>(企画部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事会、評議員会等の運営に関するもの (2) 大学運営に係る国、地方公共団体等との渉外に関するもの (3) 教育研究組織の設置改廃に関するもの (4) 規則等の制定改廃に関するもの(他部所管のものを除く) (5) 中期目標・計画に関するもの <p>(教務部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> (6) 指定規則に基づく変更承認申請に関するもの (7) 実習施設の契約に関するもの <p>(総務人事部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> (8) 人事に関するもの (9) 労務管理及び安全管理に関するもの (10) 施設設備に関するもの (11) 医療、健康及び福祉に関するもの (12) 訴訟に関するもの (13) 情報化に関するもの <p>(経理財務部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> (14) 予算執行及び資産運用に関するもの (15) 幼稚園運営に係る国、地方公共団体等との渉外に関するもの (16) 外部資金に関するもの (研究協力等推進部所管のものを除く) <p>(研究協力部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> (17) 外部資金に関するもの(経理財務部所管のものを除く) (18) 知的財産に関するもの(学長名義のものを除く) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> (19) 前各号に掲げるもののほか、特に理事長の名義を用いる必要があるもの 	<p>理事長</p>

事項	名義者
<p>次の各号に掲げる事項のうち、学長の名義を用いる必要があるもの</p> <p>(企画部関係)</p> <p>(1) 大学改革に関するもの</p> <p>(2) 大学評価に関するもの</p> <p>(3) ファカルティ・ディベロップメント及び授業評価に関するもの</p> <p>(教務部関係)</p> <p>(4) 全学教育、学部教育に関するもの</p> <p>(総務人事部関係)</p> <p>(5) 危機管理に関するもの</p> <p>(学生支援センター関係)</p> <p>(6) 学生の福利厚生に関するもの</p> <p>(7) 学生相談に関するもの</p> <p>(8) 課外活動に関するもの</p> <p>(9) 就職及び進路指導に関するもの</p> <p>(入試広報部・学生募集部関係)</p> <p>(10) 入学試験及び高大連携に関するもの</p> <p>(11) 広報及び情報公開に関するもの</p> <p>(研究協力部関係)</p> <p>(12) 基礎研究、応用研究及び萌芽的研究に関するもの</p> <p>(13) 国際交流センターに関するもの</p> <p>(14) 国際交流協定及び留学生交流に関するもの</p> <p>(15) 産学官連携に関するもの</p> <p>(16) 知的財産に関するもの(理事長名義のものを除く)</p> <p>(17) 生涯学習に関するもの</p> <p>(18) 地域貢献及び国際貢献に関するもの</p> <p>(大学院事務室関係)</p> <p>(19) 大学院教育に関するもの</p> <p>(20) 感染制御学研究センターに関するもの</p> <p>(各キャンパス事務部関係)</p> <p>(21) 学部教育に関するもの</p> <p>(その他)</p> <p>(22) 前各号に掲げるもののほか、特に学長の名義を用いる必要があるもの</p>	<p>学長</p>
<p>(23) 図書館に関する事項のうち、図書館長の名義を用いることが適当と認められるもの</p>	<p>図書館長</p>

事項	名義者
(24) 第 1 号から第 22 号までに掲げる事項のうち、各学部長・各学科長・各研究科長・各センター長・助産学専攻科長の名義を用いることが適当と認められるもの	各学部長・各学科長・各研究科長・各センター長・助産学専攻科長
(25) 第 1 号から第 22 号までに掲げる事項のうち、事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの	事務局長
(26) 第 1 号から第 22 号までに掲げる事項のうち、部長の名義を用いることが適当と認められるもの	所管部長
(27) 青葉学園幼稚園及び青葉学園野沢こども園において、園長の名義を用いることが適当と認められるもの	園長

別表第 2

1 各部共通事項

事項	名義者	専決者	
(1) 理事長の名義を用いる必要があるもののうち、副理事の専決が適当と認められるもの	理事長	副理事	
(2) 理事長の名義を用いる必要があるもののうち、定型的なもの又は軽易なもの	理事長	所管部長	
(3) 理事長名による各種証明等のうち、定型的なもの	理事長	所管部長	
(4) 学長の名義を用いる必要があるもののうち、定型的なもの又は軽易なもの	学長	所管部長	
(5) 学長名による各種証明等のうち、定型的なもの	学長	所管部長	
(6) 事務局長の名義を用いることが適当と認められるもののうち、定型的なもの又は軽易なもの	事務局長	所管部長	
(7) 事務局の職員の年次有給休暇に係る時季変更権の行使並びに年次有給休暇を除く休暇の承認、祝休日の振替等及び代休日の指定	事務局の職員のうち、部長	理事長	事務局長
	事務局の職員のうち、部長を除く職員	理事長	所管部長
(8) 事務局の職員(部長を除く。)の育児休業制度における部分休業の承認	理事長	所管部長	
(9) 事務局の職員の出張命令及び帰着の確認	理事長	事務局長	
(10) 事務局の職員の超過勤務、休日勤務及び深夜勤務の命令	理事長	所管部長	
(11) 労働契約の期間が1月未満のパートタイマーの人事に関するもの	理事長	副理事	

2 企画部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 理事会・評議員会及びその他法人の主催する会議等に関するもの	理事長	副理事
(2) 大学経営会議に関するもの	理事長	副理事
(3) 学科長会議に関するもの	学長	副理事
(4) スクリュー委員会に関するもの	理事長	副理事
(5) 中期目標・計画に関するもの	理事長	副理事
(6) 寄附行為の変更、届出、登記等に関するもの	理事長	副理事
(7) 入学式の実施に関するもの	理事長	副理事
(8) 大学評価に関するもの	学長	副理事
(9) 学則の変更、承認申請、届出等に関するもの	学長	副理事
(10) 医療保健学部FD委員会及び自己点検・評価委員会に関するもの	学長	事務局長
(11) 教職員忘年会の実施に関するもの	理事長	事務局長
(12) 年賀状の出状に関するもの	理事長	事務局長
(13) THCUトピックス(学内報)の発行に関するもの	学長	企画部長
(14) 公開講座の実施に関するもの	学長	事務局長

3 教務部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 学生の退学、休学に関するもの	学長	教務部長
(2) 教育職員免許状大学一括申請に関するもの	学長	副理事
(3) 養護教諭を対象とした教育職員免許状更新講習に関するもの	学長	副理事
(4) 養護教諭及び栄養教諭の免許状資格取得に係る申請・届出・報告に関するもの	学長	副理事
(5) 国家試験受験申請に関するもの	学長	教務部長

4 総務人事部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 教育職員の人事及びこれに伴う年俸の決定に関するもの	理事長	副理事
(2) 事務職員の人事及びこれに伴う本給の決定に関するもの	理事長	副理事
(3) 非常勤職員の人事及びこれに伴う給与の決定に関するもの	理事長	副理事
(4) 教職員の兼業の許可に関するもの	理事長	副理事
(5) 扶養手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当等の認定	理事長	副理事
(6) 教職員の健康管理及び安全保持に関するもの	理事長	副理事
(7) 教職員の慶弔見舞金に関するもの	理事長	副理事
(8) 教育職員の講師等派遣に関するもの	理事長	副理事
(9) 施設に関する関係法令に基づく届出、報告等のうち、定型的なもの又は軽易なもの	理事長	副理事

5 経理財務部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 労働災害に係る保険給付の請求に関するもの	理事長	副理事
(2) 社会保険及び労働保険に関するもの	理事長	副理事
(3) 税務申告に関するもの	理事長	副理事
(4) 稟議書に関するもの	理事長	副理事
(5) 支払承認に関するもの	理事長	副理事
(6) 物品購入に関するもの	理事長	副理事

6 学生支援センター所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 奨学金の推薦に関するもの	学長	学生支援センター長
(2) 奨学生の各種証明に関するもの	理事長	学生支援センター長

(3) 学生寮の管理に関するもの	学長	学生支援センター長
------------------	----	-----------

7 入試広報部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 入学者の選抜に関するもの	学長	副理事
(2) 入学金、授業料の免除等の許可に関するもの	学長	副理事
(3) 指定校・協力校に関するもの	学長	副理事

8 研究協力部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 共同研究及び受託研究の契約締結に関するもの	理事長	副理事
(2) 科学研究費補助金の交付申請書、実績報告書及び使用内訳変更に関するもの	学長	副理事
(3) 各種助成金の申請に関するもの	理事長	副理事
(4) 寄附金の受入れの承認に関するもの	理事長	副理事
(5) 学生の海外派遣に関するもの	学長	副理事
(6) 国際交流に関するもの	学長	事務局長

9 大学院（医療保健学研究科）事務室所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 大学院生の退学、休学に関するもの	研究科長	大学院事務長
(2) 研究科長会議・研究科委員会に関するもの	研究科長	大学院事務長
(3) 外国人研究生に関するもの	研究科長	大学院事務長

10 東が丘事務部（看護学研究科）所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 院生・学生の退学、休学に関するもの	学長	東が丘事務部長

(2) 外国人留学生に関するもの	学長	東が丘事務部長
------------------	----	---------

11 各キャンパス事務部所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 調査、統計、報告及び届出のうち、定例的なもの又は軽易なもの(前号に掲げるもの及び学校基本調査等の教育統計調査を除く。)	学長	各キャンパス事務部長
(2) 学内又は学外への通知、照会、依頼及び回答のうち、定例的なもの又は軽易なもの(前号に掲げるものを除く。)	学長	各キャンパス事務部長
(3) 証明及び記録のうち、定例的なもの又は軽易なもの(前号に掲げるものを除く。)	学長	各キャンパス事務部長

12 図書館所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 学長の名義を用いることが適当と認められるもののうち、図書館に関する定型的なもの	学長	図書館長
(2) 図書館における寄附金の受入れの承認に関するもの	学長	図書館長
(3) 図書館における文献複写等料金の後納の許可に関するもの	図書館長	経理財務部長
(4) 図書館長名をもってする文書のうち、定型的なもの又は軽易なもの	図書館長	図書館職員

13 青葉学園幼稚園、青葉学園野沢こども園所管事項

事項	名義者	専決者
(1) 諸規程改廃の手續に関するもの	理事長	副理事
(2) 指導要録に関するもの	園長	副園長
(3) 年間保育計画書に関するもの	園長	副園長
(4) 退園届に関するもの	園長	副園長
(5) 転出届に関するもの	園長	副園長

(6) 事故報告書に関するもの	園長	副園長
(7) 安全マニュアルに関するもの	園長	副園長
(8) 防災計画・記録に関するもの	園長	副園長